

河川における市民団体等との連携方策のあり方について

前建設省河川局河川計画課 課長補佐 渡邊 泰也*

1. はじめに

高度成長期の急速な都市化の進展と、それに伴う土地利用の高度化は、流域の水循環に影響を与えるとともに、身近な自然空間を消失させた。河川も、都市生活を確保するために緊急的に行われた浸水防止対策と生活排水の流入のため、極端なものは生物の棲みにくい単なるコンクリートの排水路となっていった。

河川は、多様な生物を育み、地域固有の生態系を支える自然公物であるとともに、「地域共有の公共財産」であり、河川管理者のみならず地域住民自らが流域における活動の中で、守り育てていくものである。よりよい川を実現するという理念のもと、地域住民と行政が「川は地域共有の公共財産」であるという共通認識をもち、連携していくことが不可欠である。

近年、市民活動への参加意欲が高まっており、河川においても、環境保全活動、川を活かしたまちづくり活動等、様々な分野において多くの市民団体等が活動を行うようになってきている。このような活動を通して、市民団体等と行政が連携することにより、実りある市民活動が展開されるとともに、地域固有の豊富な知識等に基づく河川行政への提案等も期待できる。

このため、河川における市民団体等との連携方策のあり方について検討するために、河川審議会管理部会において審議を重ね、12月19日に審議会の答申を頂いたため、以下に概要を紹介する。

なお、審議の概要（議事要旨や資料等）については河川局のホームページで公開しているので参考にされたい。

2. 審議に至った経緯

社会の様々な変化に対応して、国、地方自治体、市民等の適正かつ効率的な責任と役割の分担を検討し、的確な河川管理体系を確立する必要があるとの観点から、河川審議会に「経済・社会の変化に対応した河川管理体系のあり方について」を諮問し、平成10年9月より審議を重ねてきた。このうち「河川管理に関する国と地方の役割分担について」は平成11年8月に答申を頂き、この中で、河川管理についての役割分担の基本方針として、個性豊かな自立型地域社会の形成を進

めるため、流域における多様な主体の河川管理への幅広い参画が不可欠であると指摘を受けた。平成12年1月の「河川管理への市町村参画の拡充方策について」の答申では、市町村工事制度の拡充や政令指定都市への権限委譲が必要であるとの提言を受け、河川法改正が平成12年4月になされた。市民、NPO等の参画の推進のための具体的な方策については、引き続き、検討すべき課題としており、これらを受け、「河川における市民団体等との連携方策のあり方について」審議を行うこととなった。

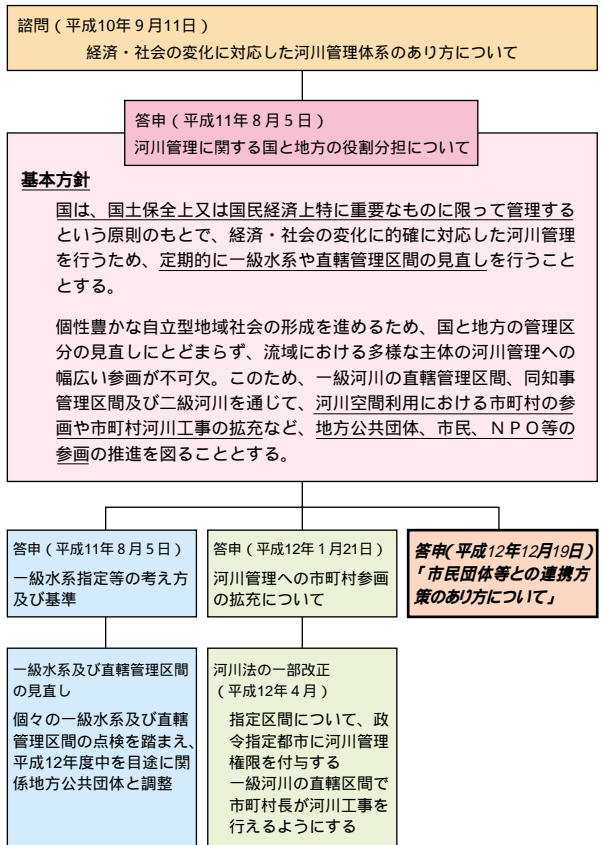


図 - 1

3. 審議の進め方

「市民団体等の方々の意見を広くいただきながら」かつ「市民団体等に関する知見を有する方々とともに」審議するために、以下のように審議を進めてきた。
・市民団体等の活動に造詣の深い専門委員の参加

- ・ 管理部会の審議資料、議事要旨のホームページ等での逐次公開（常時）
- ・ ホームページ等での常時の意見聴取（常時）
- ・ 市民団体等に対する意見・要望等のアンケート調査（11月）
- ・ 現場の行政担当者に対する問題点課題把握のためのアンケート調査（1月）
- ・ 管理部会での実際に活動を行っている方々による事例紹介と意見交換（1月）

- ・ 管理部会の委員の方々による現地視察（2、3月）
- ・ 答申素案の公表及び意見募集（7月、8月）

4. 答申素案公表・意見募集

(1) 方法

答申素案の公表及び意見募集は、以下の方法により、7月14日から8月14日までの期間で行った。

- ・ 建設省のホームページ上に答申素案を掲載する。
- ・ アンケート調査にご回答頂いた市民団体等へ答申素案を送付する。
- ・ NGO活動を行っている団体のホームページよりリンクする。

(2) 結果と状況等

意見は総数537人の方から頂き、主な意見は以下のとおり。

- ・ いかに地域住民に「地域共有の公共財産」を認識してもらうかが最重要ポイントだと思う。
- ・ 河川の認識の中に「多様な生き物」の生活の場であることをもっと強めても良いのでは。
- ・ 行政側の積極的な情報公開に基づく、市民団体とのオープンな情報交流の仕組みが必要。
- ・ この素案をどのようにして市民団体や広く末端まで浸透させ、行政と一体となった活動を展開し続けていくかが重要。
- ・ 行政との連携において、行政側の押し付けにならず、住民側からの要望に対してフォロー

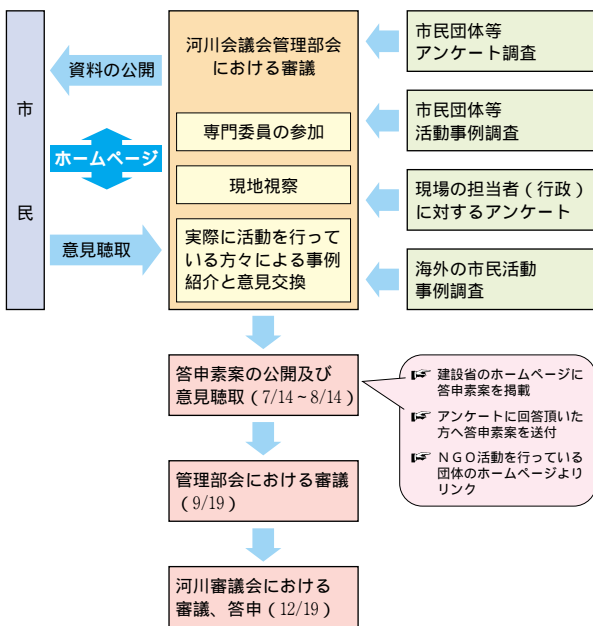


図 - 2

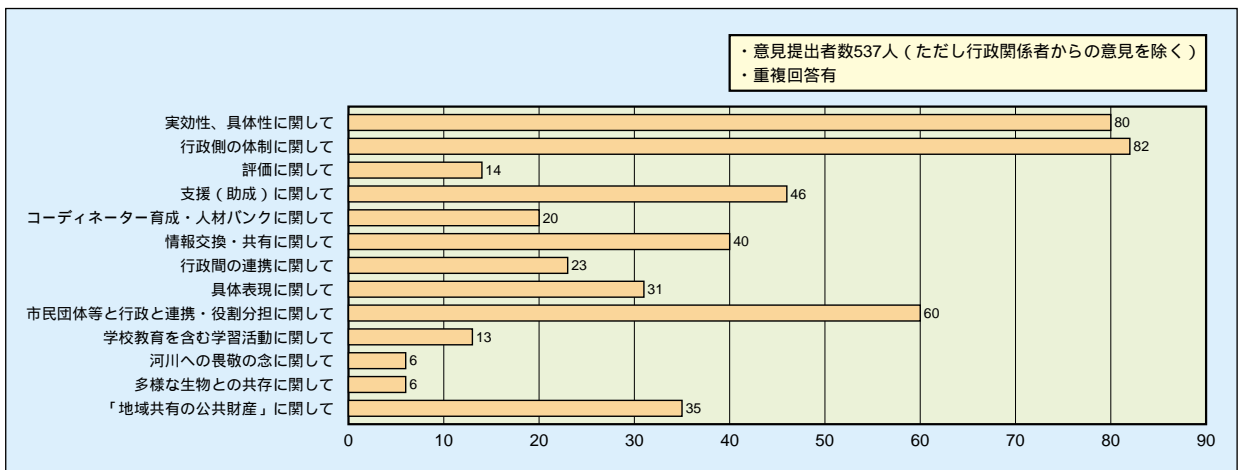


図 - 3 素案についての項目別主な意見提出数

するというスタンスであるべき。

- ・関係省庁や地方公共団体との連携が必要。
- ・市民、市民団体等の対応部署の常設と職員への啓発をより強く望む。

頂いたご意見をもとに河川審議会管理部会で、答申(案)としてとりまとめて頂き、12月19日の河川審議会の審議を経て同日答申されたところである。

5. 答申の主要なポイント

河川は、多様な生物を育み、地域固有の生態系を支える自然公物であるとともに、「地域共有の公共財産」であり、河川管理者のみならず地域住民自らが流域における活動の中で、守り育てていくものである。よりよい川を実現するという理念のもと、地域住民も行政も「川は地域共有の公共財産」であるという共通認識をもち、連携していくことが不可欠である。よりよい連携に向け、着実に進展していくためには、現在でも実施が可能なことを着実に実行するとともに、実施例がないものについても、まず試行的に実施し、状況をフォローアップしながら、連携内容を充実させていくことが重要である。

また、全国画一的な連携形態ではなく、地域の特性や実状に応じた多様な連携形態としていくことも重要である。

当面は以下のような方策を講じるべきである。

(1) 新たな連携形態の導入

市民団体等からの連携計画の提案制度の導入

連携のための計画を公募し、実現の可能性等を踏まえ、提案を採用する制度を試行的に実施する。

自主運営型システムの導入

広報活動やアンケート調査等を依頼する場合、市民団体等が企画立案から運営を行い、成果を出すといったシステムを導入する。

ビオトープ、植栽等の計画、整備から管理までを依頼するシステムの導入

一定区域におけるビオトープ、植栽等の計画、整備から管理までを一括して依頼するシステムを導入する。

企業等とも連携した方式の導入

行政が活動のためのフィールドや情報等を、企業が社会貢献の一環として連携活動のための資金をそれぞれ提供し、これらを基に市民団体等が例えば一定区域の植栽管理を行うといった、三者の連携による方式を実験的に導入する。

(2) 連携を支える仕組みの導入

情報システムの確立

市民団体等とコミュニケーションを深めるため、積極的に意見交換の場を設けるとともに、先駆的な活動事例や河川に関する幅広い情報等を収集、

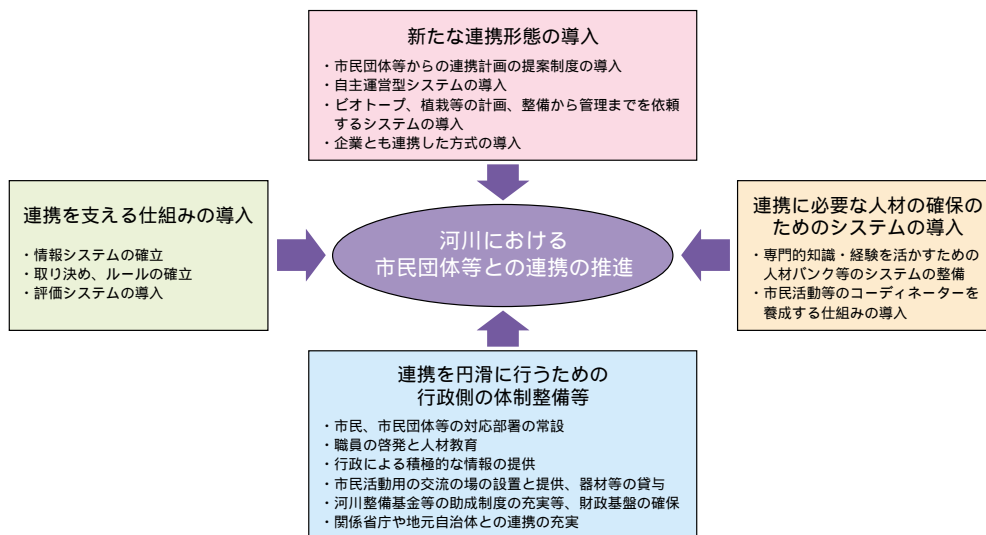


図 - 4

提供するシステムを構築し、市民団体等間、行政間及び双方で情報を共有する。

取り決め、ルールの確立

市民団体等と行政の、お互いの責任と役割分担を明らかにする取り決めを設けるものとする。

また、知識、ノウハウを活用した活動を依頼する場合には、適切な費用負担を行うにあたってのルールを設ける。

評価システムの導入

連携の過程及び成果について公平な評価を行い、次の段階に反映させることが不可欠であり、このための評価システムを導入する。

(3) 連携に必要な人材の確保のためのシステムの導入
専門的知識・経験を活かすための人材バンク等のシステムの整備

市民団体等と行政が協力して、環境のモニタリング、危険行為の監視、河川における安全な遊びの誘導等を行う者を登録する制度を設ける。

市民活動等のコーディネーターを養成する仕組みの導入

市民団体等が中心となり、行政とも連携しつつ研修プログラムを確立する等により、コーディネーターを養成する仕組みを導入する。

(4) 連携を円滑に行うための行政側の体制整備等

より効率的に連携が図られるよう、行政は以下のような対応策を講じるべきである。

- ・市民、市民団体等の対応部署の常設
- ・職員の啓発と人材育成
- ・行政による積極的な情報の提供
- ・市民活動用の交流広場の設置、器材等の貸与
- ・河川整備基金等の助成制度の充実等
- ・関係省庁や地元自治体との連携の充実

6. おわりに

市民団体等の連携に関して、課題ばかり考え始めると、たちまち、取り組み自体がストップしてしまう。市民と行政が協力し、実施可能なことから、具体的な実験や実践を積んでいく中で、一步一步問題点の解消に努めていくとともに、実施例がないものについても、まず、試行的に実施し、状況をフォローアップしながら進めていくことが重要である。

今後、全国各地でこのような市民と行政の協働作業による取り組みが進められることにより、川を通じた市民と行政の連携が着実に一步一步進んでいくことが期待される。